【大学・地域共創プラットフォーム香川】
令和６年度第２回運営委員会　出席者名簿

《3月4日（火）16時00分～》　　（敬称略）

	構成員	委員所属名	委員職名	委員氏名	出欠状況	代理出席者
県内大学等	香川大学	–	理事・副学長	国分　伸二	出席	
	香川県立保健医療大学	事務局	事務局長	白井　道代	出席	
	四国学院大学	リエゾン・センター	リエゾン・センター長	橋本　一仁	出席	
	徳島文理大学	地域連携センター	センター長	中筋　政人	出席	
	高松大学	地域連携センター	センター長	西岡　達哉	出席	
	香川短期大学	–	副学長	齊藤　栄嗣	出席	
	高松短期大学	地域連携センター	センター長	西岡　達哉	出席	
	せとうち観光専門職短期大学	観光振興学科	教授	内田　忠賢	出席	
	香川高等専門学校	–	副校長	小島　隆史	出席	
経済団体等	香川県商工会議所連合会	高松商工会議所	専務理事	新池　伸司	欠席	
	香川県商工会連合会	–	専務理事	宮武　卓朗	出席	
	香川県中小企業団体中央会	–	専務理事	岡　興司	出席	
	香川経済同友会	–	専務理事・事務局長	國村　一郎	出席	
	香川県中小企業家同友会	事務局	事務局長	大森　基生	出席	
	香川県農業協同組合中央会	–	代表理事常務	岡田　孝浩	出席	
	香川県漁業協同組合連合会	–	代表理事専務	小濱　博	出席	
	香川県銀行協会	–	常務理事	松田　秀司	出席	
行政機関	香川県	政策部	部長	尾崎　英司	出席	
	高松市	政策局政策課	局次長兼課長	長谷山　隆義	欠席	
	丸亀市	市長公室政策課	課長	真鍋　裕章	出席【代理】	副課長 藤井 慶子
	坂出市	政策部政策課	課長	大林　紀彦	欠席	
	善通寺市	総務部政策課	課長	佐藤　幸治	欠席	
	観音寺市	政策部ふるさと活力創生課	課長	黒川　順司	出席【代理】	ふるさと活力創生課 主事 岸上朋代
	さぬき市	総務部政策課	課長	多田　千稔	出席【代理】	政策課 主査 橋本 舟
	東かがわ市	総務部戦略情報課	主幹	寺西　康博	出席	
	三豊市	政策部地域戦略課	課長	荒脇　健司	欠席	
	土庄町	企画財政課	課長	佐伯　浩二	出席【代理】	企画財政課 主事 丸井 彩華
	小豆島町	企画財政課	課長	川宿田　光憲	欠席	
	三木町	政策課	課長	多田　二三恵	欠席	
	直島町	まちづくり観光課	課長	前田　浩作	欠席	
	宇多津町	まちづくり課	課長	吉田　未散	出席【代理】	まちづくり課 主任主事 岩瀬 弘大
	綾川町	総務課いいまち推進室	室長	福家　孝司	出席【代理】	総務課いいまち推進室 主査 坂井 大介
	琴平町	企画防災課	主幹	姫路　啓三	欠席	
	多度津町	政策観光課	課長	吉田　拓也	出席【代理】	政策観光課 主事 坂本 陵太
	まんのう町	地域振興課	課長	河野　正法	出席【代理】	地域振興課 係長 大藪 利博
					出席26/35	

（事務局等運営体制）

事務局		事務局長	国分　伸二	（香川大学理事・副学長）
		事務局副局長	原　直行	（香川大学副学長）
		事務長	前川　豊弘	（香川大学地域創生推進部長）
		事務担当（専任）	藤澤　一仁	（香川大学地域・産官学連携戦略室 特命教授）※事務局出向扱い
		事務担当	児玉　隆	（香川大学地域創生推進部地域連携推進課）
部会幹事	進学・教育部会	部会長	中筋　政人	（幹事：徳島文理大学）
	就職・産業振興部会	部会長	山神　眞一	（幹事：香川大学）
	地域活性化部会	部会長	臼山　勇	（幹事：香川県）

大学・地域共創プラットフォーム香川　令和6年度第2回運営委員会 （法人本部4階大会議室）

香川大学
原

香川大学
国分

香川県商工会連合会
宮武

香川県中小企業団体中央会
岡

香川経済同友会
國村

香川県中小企業家同友会
大森

香川県農業協同組合中央会
岡田

香川県漁業協同組合連合会
小濱

香川県銀行協会
松田

まんのう町
大藪

多度津町
坂本

香川県
尾崎

丸亀市
藤井

観音寺市
岸上

さぬき市
橋本

東かがわ市
寺西

土庄町
丸井

宇多津町
岩瀬

綾川町
坂井

香川県立保健医療大学
白井

四国学院大学
橋本

徳島文理大学
中筋

高松大学・高松短期大学
西岡

香川短期大学
齊藤

せとうち観光専門職短期大学
内田

香川高等専門学校
小島

事務局
前川

事務局
藤澤

事務局
児玉

香川大学
山神

香川県
臼山

香川県
山下

香川県
常金

香川県
坂本

香川県
島倉

出入口

大学・地域共創プラットフォーム香川規約

（名称）

第１条　本会は、大学・地域共創プラットフォーム香川（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

（目的）

第２条　プラットフォームは、香川県内の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「県内大学等」という。）を基点に、地域の各主体が知見を共有し、連携してこれからの地域を支える観点から、産業界、行政等を加えた産学官のネットワークを形成し、地域社会・地域経済を支える人材の育成・定着及びその人材が活躍する場の形成に向けた議論と実践による共創を通じて、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）地域社会・地域経済を支える人材の育成・定着に関する事業

（２）地域社会・地域経済活性化のための地域課題への対応・解決に関する事業

（３）地域の産業振興に関する事業

（４）県内大学等の教育の向上及び研究の促進に関する事業

（５）県内大学等の情報の提供・広報に関する事業

（６）その他プラットフォームの目的を達成するために必要な事業

（組織）

第４条　プラットフォームは、別表の左欄に掲げるもの（以下「構成員」という。）をもって組織する。

（入退会）

第５条　プラットフォームに入会しようとするものは、書面により会長に申し出るものとし、第１１条に定める総会の議決を経て、入会することができる。

２　構成員が、プラットフォームを退会しようとする場合には、原則として退会する３か月前までに、書面により会長に申し出た上で、第１１条に定める総会の議決を得なければならない。

（機関）
第６条　プラットフォームは、第３条の事業を行うために、総会、運営委員会、部会及び事務局を設置する。

（役員）
第７条　プラットフォームに次の役員を置く。
（１）会長　　１名
（２）副会長　　１名
（３）監事　　２名

（選任等）
第８条　プラットフォームに会長を置き、会長は、香川大学長をもって充てる。
２　前条の副会長及び監事は、別表の左欄に掲げる構成員において、同表の右欄に掲げる役職にある者のうちから、総会において互選により選任する。
３　副会長及び監事の任期は２年とし、再任を妨げない。
４　補欠の副会長及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
５　副会長及び監事は、前２項の規定にかかわらず、後任者が就任するまでの間、その職務を行う。
６　会長、副会長及び監事（以下「役員」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の３分の２以上の議決により、解任することができる。
（１）心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
（２）職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき。

（職務）
第９条　会長は、プラットフォームを代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
３　監事は、会計を監査する。

（報酬）
第１０条　役員は、無報酬とする。

（総会）
第１１条　総会は、別表の左欄に掲げる構成員において、同表の右欄に掲げる役職にある者（以下「委員」という。）により構成する。
２　総会は、次の各号に掲げる事項を審議・決定する。
（１）プラットフォームの運営に関する重要事項
（２）事業計画に関すること

（３）予算及び決算に関する事項
（４）副会長及び監事の選出に関すること
（５）その他重要事項
３　総会は、会長が招集し、その議長となる。
４　総会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
５　総会の議事は、出席した委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
６　やむを得ず総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。これにより表決権を行使した委員は、第４項の規定については出席したものとみなす。
７　総会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（運営委員会）
第１２条　プラットフォームに、次の各号に係る事項を行わせるため運営委員会を設置する。
（１）中長期計画の企画・立案・評価に関すること
（２）事業計画の企画・立案に関すること
（３）予算の企画・立案に関すること
（４）部会の設置・廃止の検討に関すること
（５）プラットフォームの会費の検討に関すること
（６）その他プラットフォームの事業実施にあたっての検討及び企画調整に関すること
２　運営委員会は、委員が指名する者及び事務局長（以下「運営委員会委員」という。）により構成することとし、委員は、１名の運営委員会委員を指名するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。
３　運営委員会は、委員会において審議・決定した事項を総会に報告しなければならない。
４　運営委員会は、事業実施を円滑に推進するため、必要に応じ、別途、部会及びその他の組織を設けることができる。
５　前条第３項から第７項について、「総会」を「運営委員会」、「委員」を「運営委員会委員」、「会長」を「事務局長」と読み替えて準用する。
６　運営委員会は、必要に応じ、書面により運営委員会委員の意見を聞くことができる。書面による運営委員会委員への意見聴取の結果は、前項により準用する前条第５項に定める運営委員会における議決と同等の効力を有する。

（部会）
第１３条　プラットフォームは、事業運営のため部会を置く。
２　部会に関し必要な事項は、別に定める。

（事務局）
第１４条　プラットフォームに関する事務を処理するため、香川大学に事務局を設置する。
２　事務局には、事務局長を置く。
３　事務局長は、会長が指名する者をもって充てる。
４　事務局は、総会及び運営委員会の事務を処理する。

（会計）
第１５条　プラットフォームの会計は、構成員の会費、負担金、寄付金、補助金及びその他の収入をもって充てることとし、会費に関し必要な事項は、別に定める。
２　会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（規約の変更）
第１６条　この規約は、総会の議事を経なければ変更することはできない。ただし、その変更が、軽微な場合には、運営委員会において、規約の変更を行うことができる。
２　前項ただし書きにより、規約の変更を行った場合には、運営委員会は、総会においてその内容を報告しなければならない。

別表（第４条関係）（順不同）
○県内大学等

名称	役職
香川大学	学長
香川県立保健医療大学	学長
四国学院大学	学長
徳島文理大学	学長
高松大学	学長
香川短期大学	学長
高松短期大学	学長
せとうち観光専門職短期大学	学長
香川高等専門学校	校長

○経済団体等

名称	役職

香川県商工会議所連合会	会長
香川県商工会連合会	会長
香川県中小企業団体中央会	会長
香川経済同友会	代表幹事
香川県中小企業家同友会	代表理事
香川県農業協同組合中央会	代表理事会長
香川県漁業協同組合連合会	代表理事会長
香川県銀行協会	会長

○行政機関

名称	役職
高松市	市長
丸亀市	市長
坂出市	市長
善通寺市	市長
観音寺市	市長
さぬき市	市長
東かがわ市	市長
三豊市	市長
土庄町	町長
小豆島町	町長
三木町	町長
直島町	町長
宇多津町	町長
綾川町	町長
琴平町	町長
多度津町	町長
まんのう町	町長
香川県	知事

附則

１　この規約は、令和４年３月２８日から施行する。

２　この規約の施行後、最初に任命される第７条に定める副会長及び監事の任期は、第８条第３項の規定にかかわらず、令和６年３月３１日までとする。

３　プラットフォームの最初の事業年度は、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までとする。

附則

この規約は、令和６年９月２６日から施行する。

大学・地域共創プラットフォーム香川部会設置規程

（目的）

第１条　大学・地域共創プラットフォーム香川（以下「プラットフォーム」という。）に、プラットフォーム規約第１３条第２項の規定に基づき、次の部会を置く。

（１）進学・教育部会

（２）就職・産業振興部会

（３）地域活性化部会

（所掌事項）

第２条　各部会は、総会及び運営委員会の方針を受け、次に掲げる事項を所掌し、関連事業を実施する。

（１）進学・教育部会

イ　県内進学の促進に向けた県内高等学校等との連携に関する事項

ロ　県内大学等の情報発信に関する事項

ハ　その他県内進学の促進、教育の向上に関する事項

（２）就職・産業振興部会

イ　県内大学等との連携による県内企業への就職促進に関する事項

ロ　産業振興のための地域と県内大学等の連携による共同研究に関する事項

ハ　ＰＢＬ（課題解決型学習）及びリカレント教育の推進に関する事項

ニ　その他県内就職・産業振興に関する事項

（３）地域活性化部会

イ　県内大学等と連携した地域社会を支える人材の育成及び人材の定着に関する事項

ロ　県内大学等と連携した地域づくりに関する事項

ハ　その他地域の連携促進に関する事項

（組織）

第３条　部会は、部会員をもって組織する。各部会の部会員は、別に定める。

２　部会に、事業を管理する幹事及びその補佐をする副幹事を置く。

３　幹事及び副幹事は、部会員のうちから、会長が推薦し、部会において互選により選任する。

４　幹事及び副幹事の任期は２年とし、再任を妨げない。

５　幹事及び副幹事は、前項の規定にかかわらず、後任者が就任するまでの間、その職務を行う。

６　部会に、部会長を置く。部会長は幹事の中から選任する。

（事業の実施）

第４条　幹事は、部会員と連携し、所掌事項の関連事業を実施する。

２　関連事業の実施その他必要な事項は、幹事と部会員の協議により定める。

３　総会及び運営委員会の承認を受けていない新たな事業が、部会員から提案された場合においては、所掌事項の範囲内において、幹事の判断により、その事業を実施することができるものとする。

（ワーキンググループ）

第５条　部会は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

２　ワーキンググループのメンバーは、部会員の中から幹事が選任する。

３　ワーキンググループの所管事項その他必要な事項は、部会が定める。

（事務）

第６条　部会の事務は、各部会の幹事において処理する。

（その他）

第７条　この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附則

１　この規定は、令和４年３月２８日から施行する。

２　この規約の施行後、最初に任命される第３条第２項に定める幹事及び副幹事の任期は、第３条第４項の規定にかかわらず、令和６年３月３１日までとする。

参考資料

令和６年度
『地域活性化先進事例勉強会』
報告資料

大学・地域共創プラットフォーム香川
地域活性化部会

事業概要

- 地域活性化に係る先進事例のポイント等を学び、県内各地域への横展開を図ることを目的として、先進事例の視察を実施。

進め方

- 地域活性化部会内にWGを設置し、テーマ等を議論。
  WGメンバー：香川県・善通寺市・三豊市・観音寺市・多度津町・まんのう町
- 人口減少が各市町における共通かつ喫緊の課題であること、全国的な人口減少の中、住んでいなくても特定の地域との関わりを持ち、課題解決に貢献する「関係人口」をテーマに設定。
- 全国の先進事例から、「大学との連携」、「関係人口との継続的なつながり」という視点で、兵庫県洲本市と愛媛県西条市を視察地として選定。

兵庫県　洲本市

課題	市内・淡路島内に総合大学がなく、高校卒業後、若者の多くが進学や就職で島外へ。島外へ流出した若者の多くは戻って来ず、活力と賑わいが低下。
取組み	多くの大学との継続的な連携による まちづくり（域学連携事業）を実践。
成果	学生時代に洲本市で研究を行った学生が大学教員となり、新たな学生とともに研究を続けるなど、関係人口増加の好循環が生まれている。

域学連携とは・・・

大学生と大学教員が地域の現場に入り、
地域の住民等とともに地域課題の解決や地域づくりに継続的に取り組む

先進事例勉強会 IN 洲本市
～大学と連携した“おもろい”関係人口づくり～

開催日：令和６年９月17日（火）
参加者：２６名
内　容：①洲本市担当者・域学連携関係者よる講演
②質疑応答・意見交換
③学生滞在拠点視察

市の役割

- 学生の交通費を補助。
- 滞在拠点が市内に４か所あり、一度に約５０人が無料で滞在可能。
- 大学の実施したいことを聞き取り、地域とマッチング。
- 結果として、大学側から連携のオファーが舞い込むようになった。

交通・宿泊に関する補助・施設や
地域とのパイプが重要

マッチングに係るポイント

- 地域にちゃんとしたリーダーがいることが重要。
- 市の担当者が農政を担当していた経緯で、地域のキーパーソンと繋がりが強い。
- 地域おこし協力隊や民間企業などの中間支援団体が大学と地域の間で上手くコーディネート。
- おもしろいことをまずはやってみる。非計画的な成果につながることがある。

行政・地域における
リーダーの存在が重要

大学との連携に係るポイント

- 大学は研究機関であることが前提。
- 学生が全てを解決するわけではない。
- 事業目的に応じた付き合い方を選ぶべき。
- すぐに結果が出ることはない。評価軸を関係者間で合わせるべき（評価軸の例：地域づくり、関係づくり、対外的ブランディング）
- 取組みをやめる勇気も必要。

大学・地域それぞれの
目的に合った
取組み内容と評価軸が必要

愛媛県　西条市

課題

・市内に高等教育機関がなく、高校卒業後、若者の多くが市外へ流出。
・市内外に西条市の魅力が伝わっていない。

取組み

・人口獲得の地域間競争勝ち残りを目指した移住施策の実施。
・シティプロモーション推進課を設置し、移住に特化したプロモーションを展開。
・LOVE SAIJOをキャッチコピーとしたファンクラブ運営。

成果

・人気移住地ランキング上位入選の常連。
・移住者の増加による将来人口推計の改善。
・市内外3,700人を超えるファンクラブ会員。

先進事例勉強会 IN 西条市
～シティプロモーションによる継続的な関係人口づくり～

開催日：令和７年２月12日（水）
参加者：２４名
内　容：①西条市シティプロモーション推進課・移住推進課よる講演
　　②質疑応答・意見交換

シティプロモーションの取組み

- シティプロモーション戦略を策定
- まずは西条市を認知してもらうために戦略的に「住みたい田舎ベストランキング」１位を獲得。
- ランキング１位をフックに、ターゲットである関東・関西圏メディアを使ったPR実施。
- 移住セミナー前にTV放送などの仕掛け。

目的・ターゲット・施策等における
一貫性が重要

移住の取組み

- 雑誌社の移住施策に関するアンケート設問を参考にして施策を考案。
- 市までの交通費や宿泊費、食費等が一切かからない「完全オーダーメイド型無料移住体験ツアー」（年間10組）等の実施。
- ツアーでは、先輩移住者等の地元の方と会ってもらい、移住を具体的にイメージしてもらう。

徹底した移住者目線での
施策展開が効果的

LOVE SAIJOの取組み

- LOVE SAIJOキャッチコピーは誰でも使用可能。市職員や飲食店等スタッフがロゴ入りの服を着用。
- インフルエンサーと連携し、フォロワーを増やした結果、市内高校等から、連携のオファーが来るようになった。
- ファンクラブ等で市内外の会員が相互に情報発信し、交流が活発化。

情報発信・情報交換
プラットフォームの重要性